

平成 22 年度国際学術交流研修報告

イギリスの競争的資金について、大学の経理方法について

ロンドン研究連絡センター

横山 明子

—目次—

1. はじめに
2. 調査方法
3. イギリスの競争的資金制度概要
 - 3-1. リサーチカウンシル
 - 3-2. フルエコノミックコスト
 - 3-3. 競争的資金の例
4. インタビュー調査
 - 4-1. ノッティンガム大学
 - 4-2. ヨーク大学
 - 4-3. ニューカッスル大学
5. 考察とまとめ

謝辞

参考文献・サイト

1. はじめに

本報告書は、イギリスの競争的資金について、どのような使用ルールや使途制限があるか、また競争的資金について大学がどのように経理しているかを調査したものである。

東京大学にて科学研究費補助金の経理を担当していた際、特に海外の大学から異動されてきた先生方から書類の多さや手続きの煩雑さについて文句を言われることが多くあり、また東京大学には多くの外国人教員・学生がおり、多くの日本人学生や日本人教員が海外留学や海外勤務経験がある中、事務職員としても海外の事情について精通している必要性を感じていた。中でもイギリスは大学への資金配分においてデュアルサポートシステムなど日本と似ている点が多くあり、参考になると考えた。なお、イギリスではチャリティ団体、EU 等による様々な競争的資金が存在するが、本報告書では、リサーチカウンシル（主に NERC、EPSRC）が交付しているグラント（補助金）について調査を行った。

2. 調査手法

第一に、イギリスの競争的資金についての概要、使用ルールについて、リサーチカウンシルのホームページ及び NERC の担当者へのメール調査を行った。第二に、ノッティンガム大学、ヨーク大学の事務担当者に、ニューカッスル大学の日本人研究者及び事務担当者にインタビュー調査を行った。インタビューでは、グラントの管理方法や制度、及び具体的な執行方法について（物品購入・旅費・謝金・会議費等）質問を行った。ニューカッスル大学では、日本人研究者にグラントの概要や科学研究費補助金と比べての日英の使用感の差等について調査を行った後、詳細について事務担当者に調査を行った。

3. イギリスの競争的資金制度概要

3-1. リサーチカウンシル

イギリス政府の大学に対する予算は HEFC s ※による交付金とリサーチカウンシル（研究評議会、以下 RC）による研究プロジェクトへのグラント交付の「デュアルサポートシステム」を取っている。（※Higher Education Funding Councils, イングランド・ウェールズ・スコットランドそれぞれの地域の大学を対象とする 3 つのカウンシルがあり、イングランドは HEFCE と省略する。）

現在RCは研究分野毎に以下の 7 つがある¹。

- Arts and Humanities Research Council (AHRC、芸術・人文学研究評議会)
- Biotechnology and Biological Sciences Research Council (BBSRC、バイオテクノロジー・生物科学研究評議会)
- Engineering and Physical Sciences Research Council (EPSRC、工学・自然科学研究評議会)
- Economic and Social Research Council (ESRC、経済・社会研究評議会)
- Medical Research Council (MRC、医学研究評議会)
- Natural Environment Research Council (NERC、自然環境研究評議会)
- Science and Technology Facilities Council (STFC、科学・技術施設研究評議会)

図1はヨーク大学の収入内訳、表1はリサーチグラント・共同研究の内訳を示しており、2008/09年の総収入のうち研究による収入は約35%（79 億ポンド）、研究についての基本配分（Mainstream QR research,以下QR）を除いたグラント・共同研究（24%）のうちRCからのグラントは37%を占めている²。

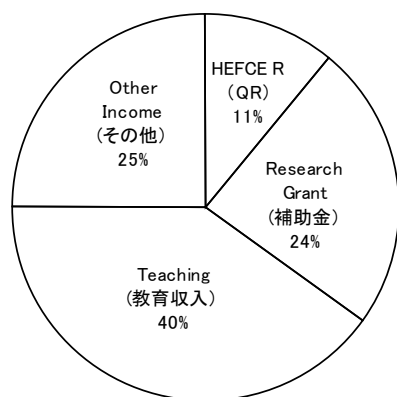


図1 ヨーク大学の収入内訳

表1 ヨーク大学のリサーチグラント・共同研究の内訳

RC	Govt (その他政府)	UK Charity (チャリティ)	UK Industry (民間企業)
37%	20%	8%	5%

3-2.フルエコノミックコストイング

研究者の人的費や、間接的に生じる費用に至るまでプロジェクトにかかる全てのコストを計算する方法（以下FECと省略）。競争的資金の増加により、HEFCEsから交付されるQRの金額との間にギャップが出てきたために2005年9月公募分から導入された。全ての大学は年に1度TRAC (Transparent Approach to Costing)によって間接経費の標準額を計算し、個々のプロジェクトのコストはこれを元にpFACTというシステムで計算する。プロジェクトに要する時間（週何時間×期間）、事務の勤務（週何時間）、ポスドク・技術者の雇用人数等を入力すると自動的に人的費や設備使用料が計算される。（なおプロジェクトの総費用はfull economic cost, FECと表記する。）

RCは2010年現在FECの80%を措置している。表2では競争的資金の間接経費の割合を示しており、団体によって措置する割合は異なるが、全体としてFECの導入により間接経費の金額が増加したことがわかる³。

表2 競争的資金における間接経費の割合

	RC	Government (その他政府)	UK Industry (民間企業)	EC	Charity (チャリティ)	総計
2004-05	21%	23%	25%	15%	4%	17%
2007-08	34%	32%	45%	12%	2%	24%
2008-09	36%	33%	47%	12%	5%	26%

※ (2004-05年はFEC導入前)

表3では、FECにおける直接経費と間接経費の分類を示した⁴。RCから措置されるのは80%だが、研究者は直接経費について100%使用することができ、大学が補填する。なお研究室の文具・コピー代・トナー、PC等は全てオフィスコストという扱いになり直接経費から出すことはできない。直接経費は直接研究に必要なものに充てるべきという考えからで間接経費から支給する。

表3 FECにおける直接経費と間接経費の分類

直接経費 Directly Incurred Costs	当該研究の遂行上生じることが明らかに特定できる経費。実際の支出ベースで計算 例：研究スタッフ（ポストドク等）の人的費、研究装置、旅費、消耗品、出版費用等
例外的経費 Exceptions	例外的に、FECで100%措置されるもの。（費目としては直接経費（Directly Incurred Costs）に類似） 例：5万ポンド以上の研究装置、博士課程学生の奨学金等
間接経費（研究に直接関係） Directly Allocated Costs （Laboratory-Base）	当該研究で使用され、かつ他の活動とも共用されるものに係る経費。 「標準額」等、見積ベースで計算 例：研究代表者／研究共同者の人的費、研究室の施設費、講義室等の施設費、HEFCE技官経費、共有資源に係る経費、コンピュータ使用料等
間接経費 （研究に間接的に関係） Indirect Costs （Non-Laboratory-Base）	特定の研究だけに係る費用ではなく、全ての研究に係る経費。 Directly Allocated Costsに含まれない間接経費。「標準額」等、見積ベースで計算 例：事務部門の人的費・諸経費、秘書の給与等

3-3. 競争的資金の例と概要（NERCの場合）

（NERC RESEARCH HANDBOOK⁵、各大学の説明及びNERCへのメール調査をもとに作成）

NERC 対応者：Mr. Jim Aland, Research Grants Manager

①Standard Grant

金額：直接経費 25,000 ポンド以上（上限なし） 申請時期：毎年6月と12月の2回

※EPSRCの場合、Responsive Mode fundingが同様のグラントに該当し、通年で申請可能⁶。

②Small Grant

金額：上限 f EC65,000 ポンド（申請金額であり実際措置されるのは80%、以下同じ）

申請時期：毎年 9 月

③New Investigator Grant

パーマネントの職を得てから 3 年以内の研究者を対象にしているグラント

金額：上限 fEC 100,000 ポンド 申請時期：毎年 2 月

④Consortium Grant

コンソーシアムを対象にしたグラント（特定の問題について共同で行われる研究で他の NERC のスキームで応募できないもの）

金額：上限 f EC3,700,000 ポンド 申請時期：毎年 6 月と 12 月の 2 回

○申請方法

Je-S システム（グラント申請システム）から申請。プロジェクト内容、執行計画（支出予定事項及び支出理由）、25,000 ポンド以上の備品の見積、研究実績等を添付して申請する。

○研究期間

特に上限なし（3 年間で申請されるプロジェクトが多いが、決まりはない）
レターが届いてから 6 ヶ月以内にプロジェクトを開始する。必要な場合 6 ヶ月までの期間延長（期間のみの延長で追加の予算はつかないことが前提）が可能で、スタッフの欠員・育児休暇・3 ヶ月以上の病気休暇等の期間も延長が認められる。専用書式を Je-S システムから送付する。

○RC からの支払 期間中四半期毎の分割払※ 1

○プロジェクト終了

研究終了後 3 ヶ月以内に最終報告書及び会計最終報告書を提出する。最終の支払は会計報告書の提出後に行われる。実際に執行した額が入金され、予算より下回った場合は執行額、上回った場合は予算額まで入金される。その他期間中年に一度会計報告を提出する（執行状況報告であり入金額と一致してなくて構わない）。

○経費の内訳変更

項目内で変更が認められるのは直接経費と例外的経費のみ（※EPSRC の場合 20%を超える項目変更は最終報告時に説明が必要）だけであるが、直接経費の内訳を変更することは問題なく、NERC への許可は必要ない。※ 2

○他経費との合算使用 特に問題なく、NERC への許可は必要ない。

○その他使用ルール 税抜 25,000 ポンド以上の備品・サービスの購入は調達部門のスタッフが行うこと。また備品について、研究期間終了半年前に購入を行う場合や研究期間内の廃棄・売却は許可が必要、（通常 1 年目に購入することを想定しているため）物価上昇には対応しない、他のユーザーが使用しても良い（優先度は RC でサポートした研究及び RC で資金を提供する学生に与えられるべき）、等のルールが存在する。

※ 1 支出について

研究者は RC からの支払とは関係なく期間中であればいつでも執行してよく、その間は所属機関が立て替えることになる。大学の説明によると、全体の口座で管理しており個々のプロジェクトの一時的な赤字は問題ない。立て替える場合は RC からの入金予定の負債として表示しておき、入金があった時点で相殺する。会計年度末に入金額と執行額に差があった場合は、負債または債権として大学のバランスシートに記載する。

なお大学の会計報告では執行額を収入として計上する。例：3年間で30,000ポンドのグラントを獲得、2009年度に12,000ポンド使用し、入金額が8,000ポンドの場合、同年度のグラント収入は12,000ポンドとなる（差額の4,000ポンドは負債として計上）。

また「実際にはRCからの支払は執行より早い場合が多く、事前に大学が支出することはあまりない」（ノッティンガム大学）、「RCは政府機関であり、いずれ入金されるものなので立替は問題ないと考えているが、政府機関でない場合交渉して先払いにしてもらうことは有り得る」（ニューカッスル大学）という説明もあった。

※2 直接経費の内訳変更について

大学の説明によると、大幅な変更の場合は最終報告の際に説明するとのこと。ただし「スタッフの雇用（RAまたはPhD）がグラントの大部分を占めるため、大規模な変更はあまりない」（ノッティンガム大学）という事情もある。

○支出できないもの

プロジェクト期間外のもの、上述した間接経費で支出すべきものは直接経費から支出できない。基本的には申請書に沿って執行する。それ以外にハンドブック等で特に記載はなく、大学の説明でも「常識に反するほど余程おかしいものを買おうとすれば問い合わせるが、特に決まりはない」（ノッティンガム大学他）とのことであった。

4. インタビュー調査

4-1 ノッティンガム大学



（基本データ）

2010年度総収入は510.6百億ポンド。グラント・共同収入104.1百億ポンド（総収入の約20%）のうちRCからの収入が49.0百億ポンド（約47%）を占める。

Mr. Rob Johnson

（対応者） Mr. Rob Johnson, Research Financial Controller, Research Innovation Services

○グラントについて

RCの中ではEPSRC, BBSRC, MRCからが多くを占める。RC以外ではEU、チャリティ、企業などからグラントを獲得、共同研究を行っている。

○グラントの管理について

日々の支払、管理は部局の事務が行う。最終会計報告はこちらで作成、不明な点は部局に問い合わせる。

○FECについて、80%しか措置されないが残りの20%はどうしているか。

HEFCEからの予算（QR）及び教育での収入でカバーしている。

○グラントを取れなかった場合に大学からの予算があるか

常勤のスタッフについては大学予算をつけることもある。ただ教育しかしないスタッフもいる。

研究スタッフについては取れなかった場合解雇も有り得る。

○物品購入

基本的には事務が行い、旅行先等で立替払をした場合は承認が必要。(ポリシーによると 5,000 – 25,000 ポンドの場合は 3 社見積、25,000 – 50,000 ポンドは 3 社の書面見積、50,000 – 100,000 ポンドは入札手続き (封印した書面見積)、100,000 ポンド以上は本部の調達部局が行う等の規則がある 8。)

○旅費

学内のエージェントを使用して手配する。(ポリシーによると、食事代について日当・宿泊料という考えはなく実費支給であり、他の大学も共通である。夕食代は日帰り出張が 20 時以降にかかる場合または宿泊の出張の場合支給でき、アルコール飲料は夕食と共に提供された 2 杯まで支出可能等の規程があり、上限の基準はない。飛行機のクラスについては、通常エコノミークラスだが、エコノミーより安価な場合または日中の 6 時間以上のフライトの場合プレミアムエコノミーまで、機中泊を含む場合ビジネスクラスが支出可能などの規則がある 9。)

○謝金

RC に申請の際に必要なであれば認められる。謝金単価表はなく、学内内部の承認で支出する。

4 – 2 ヨーク大学

対応者

Ms. Heather Watson, Manager, Research Grants and Contracts

Ms. Sue Gilbert, Team Leader, Research Grants and Contracts (EPSRC のグラント担当者)



(左から) Ms. Heather Watson、Ms. Sue Gilbert

○グラントの管理方法について

グラントを獲得し、レターが届いたら大学の会計システムに入力する。スタッフの雇用についてはこちらでチェックし、それ以外は PI (Principle Investigator, 研究代表者) が執行に責任を持つ。開始を RC に報告し、部局が支払事務を行う。終了までは部局からの問い合わせがない限り確認せず、部局及び PI が残高管理を行う。プロジェクト毎に書類、メール、質問等を紙ファイルに保存している。終了後に最終報告書を作成し、期間外や支出できないものが入っていれば部局に戻し、部局と PI で相談してもらう。

○FEC に対し不満があるか

・ 以前より間接経費の額が増えたことに概ね満足している。RC から以外にも様々なグラントを獲得しており、80%以上のものも以下のものもあるため大学として実行可能か、やる価値がある

かどうかを総合的に判断しなければならない。また FEC の計算方法自体は同じでも団体によってカバーするものが異なるので注意を要する。

- ・ RC への不満としては、インフレに対応してくれているが、現実より低いことが多い。
- ・ 教員には、FEC 導入によって計算が煩雑になったことと全体額が増えたことについて不満を持つ人もいる。しかし計算については部局の専門担当者が手伝えることができ、全体額が増えたこともいずれ理解が得られるだろうと考えている。

○RC は 80%しか措置されないが残りはどうしているか。

QR で補う。教育経費を研究に使うことはできないが、それ以外は非常に柔軟な使用が可能であるので。

○グラントを取れなかった場合に大学からの予算があるか

大学内部の競争的資金があり、財源は QR である。

○物品購入

事務による発注、Purchasing Card (大学専用クレジットカード)、教員による立替払の 3 種類がある。Purchasing Card は部局に 3-5 枚で教員は持たない。(ポリシーによると 5,000-15,000 ポンドの場合 3 社見積、15,000-50,000 ポンドは 3 社の書面見積が必要、50,000 ポンド以上は大学の入札手続きが必要等の規則がある 10。)

○旅費

学内の旅費システムを使用し電車・飛行機・宿泊を手配し、大学が直接支払う。それ以外の食事・タクシー・インターネット等はレシートで精算する。

飛行機のクラスについて、大学及び RC の規則に執行は最も経済的な方法で行うことが明記されているが (大学のポリシーによるとファーストクラスは不可、8 時間以上であればビジネスクラスの使用が可能 11)、例えば旅行中にも仕事をする等理由があればビジネスも認められるだろう。

○謝金

スピーカーに謝礼を払うことはあるが単一のルールではない。イギリスでは社会習慣上、分野によって謝金を払う分野、そうでない分野があり謝金単価表はない。

○会議費

申請書に会議、共同研究の予定が記載されていれば茶菓子や会議後の食事の提供は可能。上限はない。あまりに高いレストランに行けば質問を受けるだろう。皆が正しく使用するべきという信頼に基づいており、何ができないというルールではない。

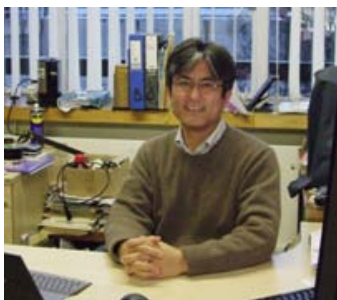
アルコールも支給可能。上述のとおり特別なルールはないがあまりに多ければ (4 人でワイン 8 本等) 質問を受けるだろう。

4-3 ニューカッスル大学

(基本データ)

2010 年度総収入は 372.5 百億ポンド、グラント・共同収入 85.2 百億ポンド (総収入の約 23%) のうち RC からの収入が 30.2 百億ポンド (約 35%) を占める 12。

①中川 毅教授, School of Geography, Politics & Sociology



(中川 毅教授)

○イギリスで獲得したグラント

- **New Investigator Award** (2006-08年) 約 55,000 ポンド。目的：日本の福井県の湖の底の土の掘削。
- **Standard Grant** (2008-10年) 目的：土の分析（年代測定、化石の抽出及び分析）
ニューカッスル大学、Oxford 大学、NERC 放射性炭素研究所、Aberystwyth 大学の 4 人の共同研究者がおり、自分の使用分が約 100,000 ポンド。
- **Small Grant** (共同研究者として)

○日本で獲得していた科研費等

- 1997-2001年 COE 形成基礎研究費 長江文明の探求（研究分担者として）。
- 1998-2003年 特別研究員奨励費（COE 特別研究員（PD））。

○申請・審査

申請書では必要なもの及び必要理由、見積を提出し、審査は世界中の専門家が行う。非現実的な数字であれば減らされるし、自分の場合はこの研究には予算が足りないという判断をした審査員が多いたため申請書より多く交付された。執行は申請書通り執行するだけなので特にストレスはない。科研費の場合は少ない審査員が膨大な量の申請書を見ており、採用数が多ければ一律予算の 8 割で交付されるということがありえた。そのため日本の研究者は予算がどれだけ減らされるかわからないので目一杯申請する傾向があると思う。イギリスではフェアな審査をしてくれるし、非現実的な数字であれば審査員はわかるので研究者生命にかかわる。

○繰越・期間延長

科研費と違って単年度決算でなく、期間内であれば翌年度への繰越使用に書類は特に必要ないのでありがたい。**New Investigator Award** は 3 年間のプロジェクトだったが、1 年目に掘削で研究費の大部分を使った。自然を相手にしているので会計年度と一致させるのは難しいし、大学も理解してくれている。延長も可能で、共同研究者の一人は、分析が期間内では終わらなかったためポストクの雇用を 6 ヶ月延長した。具体的には旅費・消耗品費が安く済んだ為、ポストクの人員費に転用した。

○終了処理

多少の黒字・赤字は問題ない。余ったら返せば良く少ない税金で済んだということではめられる。赤字の場合は **PRA** (**Personal Research Account**、③にて後述) から補填するか、場合によっては交渉により大学が補填してくれることもあり得る。いま現在 **PRA** に赤字が発生しているが、現在 **Consortium Grant** を申請中なので、獲得できれば **PRA** から棒引きされることになっている。

日本では、最後にゼロにするために少額の消耗品を購入することも時間を取られた。もっと戻入がしやすくなり、足りない場合は他のグラントなどと組み合わせて柔軟に執行できるシステムがあると良いと思う。(現在は科研費でも合算使用は一部可能、戻入も少額であれば可能)

○FEC について不満はあるか

システム(pFACT)があるため計算はすぐにでき、手間ではない。またグラントの種類もあまり多くなく、Standard Grant の場合上限はないので、(FEC は気にしておらず) 原価積み上げ方式で書けばよい。

○物品購入

250 ポンド以上の購入は事務を通すことになっている。見積を送付して購入してもらう。250 ポンド以下については立替払も可能。

○旅費

・レシート決裁で実費支給。オンライン上の旅費システム (e-system、③にて後述) があり、日付・行き先・旅行目的等を選択記入し、航空券代等をレシートに番号をつけてコストセンターに学内便で送る。スクールがオンライン決裁の上支払。翌週金曜日には支払われている。

・日当という考え方はない。全て領収書決済なのは面倒に思うこともあるが、正直ベースで書けば良い。自家用車や自転車の場合はキロあたり単価が設定されている。

・申請者本人以外の旅費や食費を支出するには理由が必要 (例; **Social lunch inviting informal project collaborator**、研究上の円滑なコミュニケーションのため等)。食事代が割り勘だった場合等、レシートが無い場合も理由があれば認められる。

・旅費の前借りをすることも可能 (専用様式有)。事前に旅行申請の必要はない。

・(実際には旅費として計上されてはいないかもしれないが) 理由があればお土産代も支出可能。(ポリシーによると、飛行機は 9 時間以上の場合ビジネスが可能で、5-9 時間の場合も事前承認があれば認められる。ホテル代はロンドンまたは匹敵する海外の大都市 150 ポンド/泊、それ以外の地域で 100 ポンドを超える場合は事前承認が必要。食事代は昼食 20 ポンド、夕食 35 ポンドまで (飲物代込み) でアルコールは食事と一緒に飲んだ場合のみ認められる。海外出張の場合は事情により対応、高くなりそうな場合事前承認が必要等の規則がある¹³⁾)

○会議費

理由が認められれば支出可能 (プロジェクトミーティングに旅費を自己負担で来てくれた人がいて、代表者の社会的役割として食事代を出した、等)。専用書式があるが e-system でも申請可能。

(ポリシーによると、**Business Entertainment**として一人あたり昼食代 25 ポンド、夕食代 50 ポンドまで支出可能で超える場合は承認が必要、過度のアルコールは認めない等の規則がある¹⁴⁾)

○謝金

理系と文系で違うかもしれないが、セミナーは開催しないのでわからない。原稿校閲等は、イギリスではサービスを購入するということになるのでは。学生を短期アルバイトで雇った際は大学を通して 1 時間 8 ポンドでお願いした。個人的にはセミナーに呼ばれた際に謝金をもらったことはなく交通費及び食事代を出してもらう程度。カルチャーの違いかもしれない。

○大学から研究費が配分されているか

自動的にもらえるものとしては旅費が年間 600 ポンドをもらっており、以前より徐々に増えて

いる。それ以外では大学自身の競争的資金があり、年間 2 人ないし 3 人が 5,000 ポンドもらえる（単年度決算）。競争的資金を持ってない人のうち 4-5 人に 1 人がもらえる割合。また PRA は使用期限がないため、グラントが終了した後しばらくそれで研究することも可能。

○日英の研究費の使用のしやすさについて

・日本では書類のつじつまが合うことが優先され、イギリスでは結果が出るのが優先されているという本質的な違いを感じる。日本にいた際は、事務の人達は問題を起こさずに次のステップアップをすることが大事であるように感じられたが、イギリスの大学事務は、研究の現場からの評価が職業的喜びであり、ステップアップにもつながる。これは文化的なことの他に、日本の国立大学の職員が現場を転々とする公務員であったのに対し、イギリスの大学職員は大学に直接雇用され、内部で評価・昇進を受けることと関係があるかもしれない。

・使用のしやすさは正直ベースでやれば良いのでイギリスの競争的資金の方が良い。戻入や繰越にしても制度があれば良いというのではなく、使い勝手が良いものであることが重要。

・予算獲得をすると RC が人件費を負担してくれるため、大学と自分自身に資金の余裕ができ、そのお金を使って代用教員の雇用や、委員を肩代わりしてもらうこともできる。大学としても研究者がより研究をし、競争力が上がれば評価やランキングが上がり、補助金が増え、補助金は大学の裁量権が相当にあるので例えば事務スタッフ増加や給料を上げる等ができ、大学の得になると考える。全員の目的設定が無理なくかみ合っているシステムだと思う。

・日本の研究費は継続性を失うと復活しにくい場合が多い印象を受ける。COE のプロジェクトは期間中の評価が高かったが、一年あけてから、次のプロジェクトに申請しても二度と獲得できなかった。5 年間プロジェクトを行っていけばネタがたまるので、論文という形で納税者に実績を報告するべきだしイギリスではそれが奨励すらされている。日本では皆プロジェクトにプロジェクトをつなぎ合わせており、非常に忙しいのに論文数が少ないという状況が起こっている。

・イギリスの報告書は非常に簡素。プロジェクトの継続期間中の毎年、および期間終了後の初めの 2 月に、インターネットの書式を用いて成果報告するが、記入する内容は A4 で数枚程度。また最終報告はプロジェクト終了後になるため、プロジェクトの全期間を研究にあてることができる。日本の場合は 3 年間のプロジェクトでも最終年度の半年程度を報告書の執筆に充てていた。

・日本の大学事務の方には少しでも研究者が書く書類を少なくしてもらいたい。つじつまが合うことより、結果として研究が進むことが目的であるという意識を共有してほしい。

②山崎 康宏 Senior Lecturer, School of Geography, Politics & Sociology

○研究費について

オックスフォード大学から 2011 年 1 月に着任したばかりで、現在 New Investigator Grant を申請予定。こちらではスクールから年 500 ポンドの旅費の他に、オファーの条件として最初の 3 年間、年 3,000 ポンドの旅費と研究室の PC サーバー等を用意してもらうことになっている。海外では普通のことイギリスは他国より少ない方だと思う。アメリカではもっと多い。

○オックスフォードとの違い

こちらではグラントに申請するだけでスクールと Faculty から各 200 ポンドもらえると聞き、オックスフォードではなかったことで驚いている。Direct Allocated Cost の一部を教員がもらうというのなかった。代替教員を雇うというの聞いたことがなく、皆どんなに忙しくても研究・教育の両方をしていた。(なおオックスフォードでは教員は部局とカレッジ両方に属しており、カレッジでチュートリアルなどをすると別に給料がもらえた。)

オックスフォードの場合、部局やカレッジがお金を持っていたし皆研究をするのが普通であったが、ニューカッスルの場合、大学がもっとグラントを獲得してほしいと考えており、またグラントの間接経費が入らなければ運営が成り立たないので、インセンティブを与えているのだと思う。

○直接経費では文房具等は購入しないと聞いたが

文具等は大学が用意するものでグラントでは購入しないというのは、間接経費を払う以上は大学で持つべきという考えからであり、日本以外の国はみんなそう。いちいち買いに行くのも手間であるし、一括で買った方が安いのでは。(東大でも地球惑星はそうだった。アメリカ帰りのスタッフがそのようにしたとのことだった。)

③事務担当者

Mr. Rob Walton, Research School Manager, School of Geography, Politics & Sociology

(中川先生、山崎先生の所属するスクールのグラント担当者)

Ms. Sarah Pears, Grants and Contracts administrator

(申請とりまとめ、採用通知受領、機関との交渉 (期間延長等))

Ms. Ann Gorman, Research Accountant

(グラントの経理の全体統括、最終会計報告作成、RC からの監査対応等)



(後列左から)

Mr. Rob Walton、Ms. Ann Gorman、山崎先生

(前列右)

Ms. Sarah Pears

○グラントの事務管理方法について

スクールから申請が行われると、Grants and Contracts administrator が取りまとめて RC に申請する。グラント獲得後は、Research Accountant が毎月執行状況のチェックを行い、年一度の報告及び最終会計報告書を作成する。スクールでは個々のプロジェクト管理、支払等を行う。

My Project というシステムを使用しており、担当者間のメール、レター、SAP (大学の会計システム) 等全て web 上で管理している。PI は希望者のみ見られることができるが、中川先生はしていない。通常四半期毎及び PI から要求のあった都度にスクールの担当者が書面で執行報告を送る。いずれ PI も見られるシステムに変更する予定。

最終会計報告書は SAP からダウンロードしたものを、RC の様式に数字を手作業で写して作成

している。

○FEC について不満はあるか

もらえる額が 100%でないこと。導入時はいずれ 100%にするという説明だったが変わっていない。システムについては、当初混乱があったが今は特に問題ない。

○監査

(支払は本部で行われる為)本部に全ての領収書、レシートが保管されている(6年間)。監査の場合は書類を参照しに行く。なお2年前からスキャンされオンラインでアクセスできるようになった為、コピーで可能な場合はそれに対応できる。ただ RC は監査に来ることは少ないからで、例えば EU のグラントは全てのレシート等のコピーの提出が必要なため、スクールでもコピーを保管している。

(以下、Mr. Rob Walton, School of Geography, Politics & Sociology への質問)

<PRA>

Direct Allocated Cost のうち、PI の給料として計上されたものの 70%を PI に還元している。(RC は FEC の 80%を措置するため、実際には $80\% \times 70\% = \text{約 } 56\%$)

これは School の Head が定めたものであり、全てのグラントについての共通ルールである(ただし RC のグラント等 Direct Allocated Cost が措置されるものに限られる)。同スクールは Faculty of Humanities and Social Sciences に属しており、同 Faculty に属する他の2つのスクールについてはほぼ同様のルールである。Faculty が Direct Allocated Cost をスクールに満額措置しているからであり、他の Faculty には別のルールがある、大学共通のルールではない。

○中川先生は PRA の前借りをしているということだが、なぜ可能なのか。

正確には前借りではなく先に予算を執行するという考えで Head の承認が必要。グラントが取れた時点で赤字はゼロに戻る。中川先生はその分野の世界的なリーダーであり、申請中のグラントないし別のものを今後獲得できる可能性が高いためリスクを取っても良いと考えた。

<グラントの執行について>

○e-system について

先生から申請されると、別の担当者が申請の中身、グラントの残額等をチェックして自分が承認を行う。承認が済むと本部のファイナンス部門に送られ支払われる。外部からもシステムにアクセスすることが可能で、例えば出張中に出張先から申請し、領収書を郵送してもらえば帰国後すぐに入金される仕組み。

○立替払以外の発注について

- ・大学との契約業者(サプライヤー)の場合、Purchase Order システムで発注書を作成し FAX でサプライヤーに発注する。支払は本部が行う。半年後にはオンライン購入に変更される予定。
- ・サプライヤー以外の場合、先生からの申請ののち、発注書を作成して自分または Manager がサインして発注し、インボイスを本部に送って支払。教員のサインは不要。なお Purchasing Card が導入される予定で、スクールで2枚持つ予定。導入されれば直接払いやすくなるだろう。金額の上限については Head が定める予定。(ポリシーによると契約業者の場合 25,000-50,000 ポンド)

は全業者からの見積が必要。契約業者以外の場合 1,000－10,000 ポンドは 2 社、10,000－50,000 ポンドは 3 社の見積が必要。50,000 ポンド以上は調達部局による入札手続きが必要等の規則がある¹⁵⁾。

5. 考察とまとめ

グラントの使用ルールについて、イギリスのグラントは単年度決算でなくプロジェクト期間中いつでも使用ができ、グラント獲得後半年以内に開始すればよく、EPSRCのグラントなど申請自体も年間を通じてできるものもある。これは非常に研究しやすい制度であると感じた。中川先生から「自然を相手にしているので会計年度と一致させるのは難しい」と言われ、ニューカッスル大学の担当者からも「一年目に実験や調査を行うので多額の予算を使い、二年目はその分析であり予算を使わないのはよくあること」という説明があり、なぜこのような質問をするのか不思議がられたほどである。現在科研費は単年度決算であり、繰越は可能だが書類の提出が必要であり、繰り越した経費と翌年の経費を一緒に使うことができないなど制約があるが、基金化し翌年度の繰越が可能になると報道された(2010年12月26日付西日本新聞¹⁶⁾他)。早急な実現を願う。

FEC については、大学として措置される金額が 100%でないことに不満の声はあったものの、計算システム自体については問題ないという意見が多く、システム構築及び支援体制がうまくいっていると感じた。

文具等・PC 等が直接経費から支給することができないという点についても参考にすべきであると感じた。山崎先生もおっしゃっていたように、研究者が個別に購入するよりも大学がまとめて購入した方がコスト削減にもつながると思う。

なお間接経費の一部を PRA として PI に還元する点については、大学によって全く異なっている。ノッティンガム大学の 70%は多い非常に多いと中川先生からも説明があったが、他の二大学についての回答は以下の通りであった。

○ノッティンガム大学 スクールの決定権で Direct Allocated Cost の一部分(大体 10－15%)を与えている。

○ヨーク大学 一部のスクールでインセンティブとして行っていると聞くがあまりやっていない。ヨーク大学は研究型大学で(インセンティブを与えなくても)皆グラントを取ってくるので。

中川先生、山崎先生の説明にあったように、グラントを獲得することが間接経費の増大やランキング向上による運営費交付金の増加など大学にとってメリットがある一方、グラントを獲得しなければ運営が成り立たないというイギリスの大学間の競争の厳しさも感じた。しかし、そうであっても間接経費の一部をインセンティブとして教員に還元するというのは大変興味深い考えであり、参考にしたいと感じた。

大学の経理について、物品購入については各大学とも高額な支出の場合の購入方法について詳細に定めており、日本と同様にコスト削減及び会計の透明性が求められていることがわかる。しかし、旅費規則では「超える場合は事前の承認が必要」「通常この金額まで」「事情に応じて」などの記載が多くみられ、状況に応じて対応していると感じられた。大学及び RC の規則の両方に

「必要な旅行を適切かつ費用対効果の高い手段で」「環境に負荷をかけない交通手段で」ということが前提として書かれており、また大学の説明でも「常識の範囲で」という説明が多く、RC・大学・研究者の間で「常識」が共有されており、信頼関係で成り立っていると感じた。科研費もイギリスのグラント同様税金から捻出されており、説明責任があることは同様だが、事務職員である自分自身はその点にとらわれすぎており、本来の目的である研究成果を出すという点を忘れがちであったと考えさせられた。

なお旅費の（日当・宿泊料ではなく）実費支給である点について、計算や書類の提出が煩雑であるというデメリットはあるが参考にしたいと感じた。

大学の事務組織については、三大学とも最終報告書を本部が作成するなど共通部分は本部で行われている一方で、PRAについて部局ごとに定めている点など、部局に多くの裁量権が与えられていると感じた。特にニューカッスル大学の事務は e-system（部局は承認のみで支払・書類保管を本部が行う）など非常に中央集権的であると感じた。ペーパーレス化も進んでおり、参考にできる点が多いと思われるので、今後も連絡を取り続けていきたい。

謝辞

本調査にあたり、快く調査訪問を受け入れてくださった大学関係者の皆様に心から感謝いたします。また、平松センター長をはじめ日本学術振興会ロンドンセンターの皆様、日本学術振興会の皆様、東京大学の皆様に深く感謝申し上げます。

参考文献・サイト

NERC <http://www.nerc.ac.uk/>

EPSRC <http://www.epsrc.ac.uk/Pages/default.aspx>

The University of Nottingham <http://www.nottingham.ac.uk/>

The University of York <http://www.york.ac.uk/>

Newcastle University <http://www.ncl.ac.uk/>

科研費ハンドブック http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/index.htm

¹ Research Councils UK <http://www.rcuk.ac.uk/>

² ヨーク大学提供資料による

³ 同上

⁴ 平成 21 年 3 月 18 日付 JSPS London 英国学術情報フルエコノミック・コスト (FEC) について <http://www.jsps.org/information/documents/08/090318.pdf>

⁵ NERC RESEARCH GRANTS HANDBOOK

<http://www.nerc.ac.uk/funding/application/researchgrants/>

⁶ EPSRC Funding Guide

<http://www.epsrc.ac.uk/funding/apprev/basics/Pages/fundingguide.aspx>

-
- ⁷ The University of Nottingham Financial Statements for the year to 31 July 2010
<http://www.nottingham.ac.uk/finance/documents/financialstatements/finstats2010.pdf>
- ⁸ The University of Nottingham Purchasing Policy (学内資料)
- ⁹ The University of Nottingham Travel and Expense Policy (学内資料)
- ¹⁰ The University of York Financial Regulations (学内資料)
- ¹¹ The University of York TRAVEL EXPENSES POLICY (学内資料)
- ¹² Newcastle University Financial Statements 2009–10
<http://www.ncl.ac.uk/documents/financialstatement10.pdf>
- ¹³ Newcastle University Travel Expenses Policy (学内資料)
- ¹⁴ 同上
- ¹⁵ Newcastle University Purchasing Procedure (学内資料)
- ¹⁶ 2010年12月26日付西日本新聞 科研費の大幅増 改革への第一歩にしたい
<http://www.nishinippon.co.jp/nnp/item/217648>